

年金記録訂正請求に係る答申について

**関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)**

平成 30 年 12 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800071号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1800013号

第1 結論

昭和49年*月から昭和51年10月までの請求期間及び同年11月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和49年*月から昭和51年10月まで
② 昭和51年11月から昭和59年3月まで

請求期間①については、私の母が私の国民年金保険料を納付し、請求期間②については、私が自身が保険料を納付していたので、両請求期間の保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、請求期間①及び②について、保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和59年4月16日にA社会保険事務所（当時）からB市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、その記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続は、同市において同年4月頃に初めて行われたと考えられ、同時点では、請求期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母について、請求者は、高齢により聴取が困難である旨陳述していることから、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況については不明である。

さらに、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿に記載されている被保険者資格取得年月日は昭和51年11月21日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

2 請求期間②について、請求者の国民年金の加入手続は、上記のとおり、B市において昭和59年4月頃に初めて行われたと考えられ、同時点では、請求期間②のうち、昭和56年12月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間②の国民年金保険料について、C金融機関（現在は、D金融機関）に納付していた旨陳述しているところ、D金融機関の担当者は、請求期間②に係る納付書の控えの保存の有無及び保存期間について、いずれも当時の資料がないことにより不明である旨回答している。

さらに、請求期間②は、上記の国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料が未納と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

3 このほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。